

2026年6月15日
No.2026-019

中国における CBDC（デジタル人民元） 政策の転換と今後の注目点

調査部 研究員 桂田 健吾

《要 点》

- ◆ 中国人民銀行は2026年1月より、中央銀行デジタル通貨（CBDC）であるデジタル人民元について、従来の「デジタル現金」から「デジタル預金」へと位置づけを変更。
- ◆ 従来のデジタル人民元は、中央銀行の負債として設計され、主に現金の代替として、中国国内におけるリテール決済での利用を想定。正式な発行には至っていないものの、中国人民銀行は2020年から実利用を伴うパイロットテストを実施。
- ◆ しかし、中国国内ではAlipayやWeChat Payといった民間モバイル決済が広く普及しており、利便性に劣るデジタル人民元の利用は停滞。また、流通を担う金融機関にとっては、AML/CFT対応などの業務負担が重い一方、収益機会は乏しく、普及を後押しするインセンティブが弱い点も課題。
- ◆ こうした課題を背景に、中国人民銀行はデジタル人民元について、①現金から預金への枠組みの変更、②準備預金制度への組み入れ、③利息の支払（付利）、の3点を決定。これにより、デジタル人民元は商業銀行の負債と定義され、預金保険の対象となるとともに、信用創造（貸出等）も可能な仕組みに。
- ◆ 今回の政策変更について、国内外のシンクタンクは、デジタル人民元は、CBDCよりもトークン化預金に近い性質を持つようになったと評価。商業銀行が預金と同様に扱えるようになったことで、インセンティブの改善につながると指摘。また、企業間決済での利用に重点が移り、クロスボーダーでの人民元建て取引の拡大を図る手段として活用が進む可能性があるとの指摘も存在。
- ◆ 以上を踏まえ、今後のデジタル人民元の注目点は以下の2点。
 - ① デジタル通貨をめぐるのは、CBDCのほか、トークン化預金、ステーブルコイン、など多様な選択肢が存在。トークン化預金に近い性質を持つことになったデジタル人民元が、新たな決済手段として、中国国内で普及していく可能性あり。
 - ② 中国は、CBDCを活用したクロスボーダー決済の促進を目指す国際プロジェクト（mBridge）を通じて、エネルギー関連の取引等における人民元建て取引の拡大を志向。デジタル人民元が「人民元の国際化」の起爆剤となる可能性。

本件に関するご照会は、調査部・研究員・桂田健吾宛にお願いいたします。

Tel : 080-7401-3674

Mail : katsurada.kengo@jri.co.jp

[「経済・政策情報メールマガジン」](#)、[「X \(旧 Twitter\)」](#)、[「YouTube」](#)でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

1. はじめに

2025年12月29日、中国人民銀行は、中国における中央銀行デジタル通貨(CBDC:Central Bank Digital Currency)であるデジタル人民元(e-CNY)について、2026年1月1日よりその位置づけを従来の「デジタル現金通貨」から「デジタル預金通貨」へと変更し、商業銀行が利息を支払うことを発表した。一般に、CBDCは現金をデジタル化したものと定義され、付利のない設計となっている。そのため、今回の政策変更はデジタル人民元的设计思想を大きく転換するものであり、CBDCをめぐる国際的な議論においても重要な節目となる。そこで、本稿では、これまでのデジタル人民元の動きを概観したうえで、今回のデジタル人民元の政策変更の内容について整理し、今後の注目点について考察する。

2. デジタル人民元の概要

(1) デジタル人民元とは

① 定義

CBDCは一般に、法定通貨をデジタル化した中央銀行の債務と定義されるが、デジタル人民元は中国人民銀行が発行するデジタル版の人民元(法定通貨)である。現時点で正式な発行には至っていないものの、2020年から個人利用者を含めたパイロットテストが行われており、日常的な買い物に加え、請求書や税金の支払い、社会保障給付の受け取りなど、幅広い用途で利用されている。

中国人民銀行は、2021年に公表した報告書(“Progress of Research & Development of E-CNY in China”、中国語題:「中国数字人民币的研发进展白皮书」)のなかで、デジタル人民元の定義として、①中央銀行が発行する法定通貨であること、②発行と管理は中央銀行が行い、流通とサービス提供は商業銀行が担う二層構造を採用すること、③流通現金の代替として、物理的な形態の人民元(紙幣、硬貨)と共存すること、④主に国内での日常的な決済でのユースケースを想定するリテール型CBDC¹であること、⑤商業銀行の預金と相互に交換可能であること、の5点を挙げていた(図表1)。

(図表1) 2021年時点でのデジタル人民元の定義

- ①中央銀行が発行する**法定通貨**
- ②発行と管理は中央銀行が行い、流通とサービス提供は民間銀行が担う**二層構造を採用**
- ③**流通現金(M0)の代替**として、物理的な形態の人民元(紙幣、硬貨)と共存
- ④国内での日常的な決済を対象とする**リテール型CBDC**
- ⑤商業銀行の預金と相互に交換可能

(資料) 中国人民銀行, “Progress of Research & Development of E-CNY in China”をもとに日本総研作成

この時点では、流通現金の代替としての位置づけであり、銀行預金からの急激な資金移動を

¹ CBDCは発行形態によりリテール型とホールセール型に分けることができる。ホールセール型CBDCは、金融機関間(銀行間)での決済や証券取引の決済のために利用されるものである。ホールセール型CBDCは現行の中央銀行当座預金に類似したものであるが、分散型台帳技術(DLT)などの新しい技術基盤を用いることでプログラマビリティの実装や、トークン化資産の決済、効率的なクロスボーダー決済の実現が期待されている。

避けるため、デジタル人民元には利息は付与されない設定となっていた。こうした定義は、日本銀行や欧州中央銀行（ECB）など、各国の中央銀行が検討しているリテール型 CBDC の基本的な設計方針とも共通しており、デジタル人民元は国際的な議論において標準的なリテール型 CBDC と言えた。

② 目的

中国人民銀行はデジタル人民元の具体的な導入目的として、次のような点を挙げている。まず、金融包摂の促進である。これは、銀行口座を持たない層への金融サービス提供に加えて²、中国国内に銀行口座を持たない外国人観光客等への決済手段の提供といった目的も含まれている。中国人民銀行は、こうした人々が法定通貨による決済手段にアクセスできる環境を確保することを、中央銀行の責務の一つと捉えている。

また、リテール決済サービスにおける公正な競争、効率性及び安全性の向上も存在する。中国国内では、Alipay や WeChat Pay など民間企業によるデジタル決済サービスが普及するなか、デジタル人民元は、民間プラットフォーム以外の選択肢を提供することで、特定の決済サービスに過度に依存することを防ぐ役割を果たすことが期待されている。また、デジタル人民元は銀行口座を介さずに利用できるため、災害やシステム障害などにより銀行口座の利用が制約される場合であっても決済手段を提供できる点で、決済システム全体の安定的な運営に貢献するとされている。さらに、デジタル人民元は法定通貨としての高い安全性を備えると同時に、「管理された匿名性³」を通じて、不正行為を防止しつつ個人のプライバシーにも配慮している。

(2) 利用状況

① 利用方法

デジタル人民元の利用には中国人民銀行が選定する指定運営機関でのウォレットの開設が必要となる。ウォレットには個人用と法人用があり、さらに、スマートフォンなどで利用するデジタルウォレットと、IC カードなどによるハードウォレットが存在する。個人ウォレットは本人確認の状況に応じて限度額が異なる⁴。一方、法人ウォレットについては、詳細は不明ながら、対面で開設したかリモートで開設したか等の条件に応じて、利用できる金額や保有額の上限が異なるとされている。

② 指定運営機関

デジタル人民元の流通を担う指定運営機関は、資本水準と技術力を基準に中国人民銀行が選定しており、2025 年末時点では、中国銀行、中国工商銀行、中国農業銀行、中国建設銀行、交通銀行、中国郵政貯蓄銀行、網商銀行（アリババ系）、微衆銀行（テンセント系）、招商銀行、興業銀行の 10 行が指定されていた。その後、中国人民銀行は 2026 年 4 月 2 日、新たに 12 行を

² 世界銀行によると、2024 年の中国における銀行口座保有率（15 歳以上）は 89%となっている。

³ 管理された匿名性とは、少額利用における匿名性を認めつつ、高額取引については当局による追跡を可能とする特性を指す。利用者の個人情報やプライバシーの保護に配慮しつつ、マネー・ロンダリングや脱税などの犯罪行為への悪用を抑止することを目的としている。デジタル人民元が収集する情報は、従来の電子決済手段と比較して限定的であり、法令に定めがある場合を除き、第三者や他の政府機関に提供されない仕組みとなっている。

⁴ 個人ウォレットの詳細は巻末参考②を参照。



指定運営機関に追加すると発表し、現在は 22 行となっている⁵。指定運営機関の主な役割は、中国人民銀行から割り当てられたデジタル人民元を利用者の要求に応じて預金などと交換し払い出すことである。また、決済サービスの設計やシステム開発、利用シーンの拡大といった流通サービス全般の責任を負うほか、マネー・ロンダリング防止 (AML) やテロ資金供与対策 (CFT) の義務を履行し、消費者の権利保護や紛争解決の窓口としての役割も担っている。

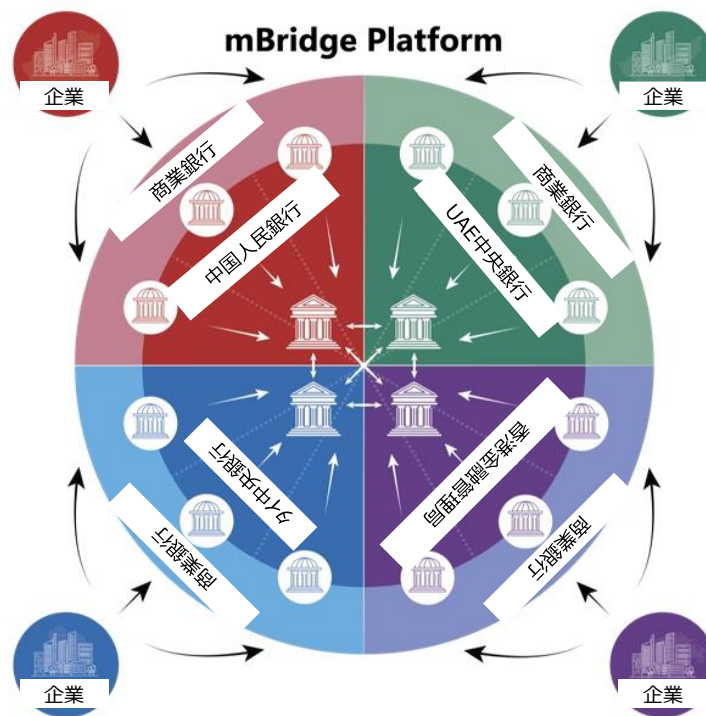
③ ウォレット件数・取引額

中国人民銀行は 2025 年 11 月時点で、個人ウォレットが 2.3 億件、法人ウォレットが 1,884 万件、累計取引金額が 16.7 兆元に達したと公表している。もっとも、デジタル人民元が日常的に主たる決済手段として利用されているとは言い難い。実際、米シンクタンクのピーターソン国際経済研究所⁶によれば、2024 年のデジタル人民元による取引額は、クレジットカード・デビットカード、Alipay、WeChat Pay⁷を合計した取引額の 0.2%程度にとどまっている。

④ クロスボーダー決済への応用

デジタル人民元は国内でのリテール決済から開始したものの、現在では mBridge への参画など、他国の中央銀行との協力の下で、将来的なクロスボーダー決済への応用についても検討が進められている。mBridge は、CBDC を用いてクロスボーダー決済の効率化・高速化を目指す国際的な共同プロジェクトであり、中国人民銀行のほか、香港金融管理局、タイ中央銀行、アラブ首長国連邦 (UAE) 中央銀行、サウジアラビ

(図表 2) mBridge の仕組み



(資料) 国際決済銀行 (BIS), "Project mBridge: connecting economies through CBDC"をもとに日本総研作成

(注) サウジアラビア中央銀行参加前の仕組み。

⁵ 12 行は以下の通り。

中信銀行、中国光大銀行、華夏銀行、中国民生銀行、広発銀行、上海浦東発展銀行、浙商銀行、寧波銀行、江蘇銀行、北京銀行、南京銀行、蘇州銀行。

⁶ ピーターソン国際経済研究所, "China gives up on state-backed digital cash: The US and Europe should take note-for different reasons" (2026 年 2 月 10 日)

⁷ 報道によれば、Alipay の利用者は約 12 億人、WeChat Pay の利用者は約 9 億人とされている。

ア中央銀行⁸が参加している（図表2）⁹。同プロジェクトは2022年のパイロットテストを経て、2024年には最低限の実用性を備えた製品（MVP：Minimum Viable Product）段階に入ったことが発表されている¹⁰。

（3）普及に向けた課題

デジタル人民元の普及が進まない背景について、中国政府系シンクタンクである中国社会科学院¹¹は、複数の課題を指摘している（図表3）。

（図表3）デジタル人民元が抱える課題

①個人利用者にとって既存の決済手段と比較した際の付加価値が限定的
・既存のモバイル決済手段に慣れた多くの利用者にとっては、 乗り換えを促すだけの利便性が不足 。
②金融機関にとって普及させるインセンティブが限定的
・AML/CFT対応などのコンプライアンス義務を負う必要がある一方、デジタル人民元の取り扱いに伴う手数料収入を得ることができず、 持続可能なビジネスモデルの構築が困難 。
③企業間決済やクロスボーダー決済への応用に関する制約
・管理された匿名性の原則では、 詐欺やマネー・ロンダリングなどの不正リスクを完全に排除することが難しく、リテール決済以外の領域への用途拡大は困難 。

（資料）中国社会科学院, "厘清数字人民币 2.0 的前景与挑战" をもとに日本総研作成

第1に、個人利用者にとって既存のモバイル決済手段と比べて付加価値が限定的な点である。デジタル人民元は中央銀行が発行する法定通貨として高い安全性を持ち、仲介機関を介さず即時決済が可能という特徴を有するものの、既存のモバイル決済手段に慣れた多くの利用者にとっては、乗り換えを促すだけの利便性を示せていない。Alipay や WeChat Pay は、単独の決済アプリではなく、ショッピング、チャットなど日常生活に必要な多様なサービスをアプリ内で完結できるスーパーアプリとして機能し、多くの人々の生活に浸透している。こうした決済アプリが高いネットワーク効果を持つなか、個人利用者にとって、機能が限定されたデジタル人民元を代わりに使う動機は乏しいのが実情である。

第2に、金融機関側のインセンティブの弱さである。デジタル人民元の取り扱いにあたって、金融機関は、預金からチャージする際の手数料を徴収できないほか、準備預金に組み入れて信用創造を行うこともできないため、持続可能なビジネスモデルを構築しにくい。一方、AML/CFT対応などのコンプライアンス義務は従来通り負う必要があり、収益機会が乏しいにもかかわらず負担だけ増えることになる。このため、金融機関がデジタル人民元の普及を積極的に推進す

⁸ mBridge は2021年にサウジアラビア中央銀行を除く4中央銀行により開始され、サウジアラビア中央銀行は2024年から加わった。

⁹ 正式参加国に加え、国際通貨基金（IMF）や世界銀行などの国際機関、さらにニューヨーク連邦準備銀行や欧州中央銀行（ECB）といった中央銀行がオブザーバーとして参画している。

¹⁰ mBridge は、当初、国際決済銀行（BIS）のイノベーションハブが主導して開始された。しかし、MVP段階への到達を契機に、参加中央銀行主導で自律的に運営可能な水準に達したとして、BISはプロジェクトから離脱した。こうした動きの背景には、プロジェクトにおける中国の影響力が強まるなか、将来的にmBridgeが国際的な経済制裁を回避する手段として利用される可能性があるとの懸念を踏まえた判断であるとの見方も示されている。

¹¹ 中国社会科学院, "厘清数字人民币 2.0 的前景与挑战"（2026年2月12日）

る動機は限られる。

第3に、デジタル人民元の企業間決済やクロスボーダー決済への応用についても制約がある点である。現行の管理された匿名性の原則の下では、商業銀行や企業にとって、預金と比べて、デジタル人民元の取引情報を把握したり、送金記録を追跡したりすることが難しい。このため、詐欺やマネー・ロンダリングなどの不正リスクを完全に排除することができず、リテール決済以外の領域における用途拡大には限界があると指摘されている。

3. 2026年のデジタル人民元政策の転換

(1) 変更内容

このような課題を背景に、中国人民銀行は2026年1月1日よりデジタル人民元政策の大幅な見直しに踏み切った(図表4)¹²。

(図表4) デジタル人民元の変更内容

項目	見直し前(～2025年)	見直し後(2026年～)
位置づけ	デジタル現金	デジタル預金
負債の帰属	中央銀行	商業銀行
準備預金制度	組み入れず	組み入れ
利息	支払いなし	支払いあり
預金保険	対象外(預金ではない)	対象
信用創造	発生しない	可能

(資料) 金融時報, "独家 | 中国人民银行副行长陆磊: 守正创新 稳步发展数字人民币"をもとに日本総研作成

政策変更の具体的な内容は、中国人民銀行の陸磊副総裁による2025年12月29日付の金融時報¹³への寄稿¹⁴において示されている。それによれば、今回の見直しは、中央銀行と商業銀行による二層構造を維持したまま、①現金扱いから預金扱いへの位置づけの変更、②準備預金制度への組み入れ、③利息の支払い、という3要素を通じて、デジタル人民元を「デジタル現金」から「デジタル預金」へと再定義するものである¹⁵。これにより、商業銀行に預入されたデジタル人民元は法的にも経済的にも銀行預金と同等の性質を持つことになる。具体的に、商業銀行が利用者から受け入れたデジタル人民元は、通常の預金と同様に預金保険の対象となり、商業銀行の負債としてバランスシートに計上される(図表5)¹⁶。また、準備預金制度に組み入れられることにより、商業銀行は一定割合を中国人民銀行に預け入れる義務を負う一方、それを超える部分については貸出に利用できるなど、信用創造が可能となる。利息については、現

¹² 中国人民銀行は2025年12月29日に、「デジタル人民元管理・サービス体系および金融インフラ建設強化のための行動計画」と題する文書を策定したものの、全文は非公開とされている。

¹³ 中国人民銀行が発行する金融専門誌。

¹⁴ 金融時報, "独家 | 中国人民银行副行长陆磊: 守正创新 稳步发展数字人民币" (2025年12月29日)

¹⁵ 預金口座と紐づいていないアカウントは付利の対象外であり、利用実態はデジタル現金に近いとみられる。

¹⁶ 中国人民銀行は、商業銀行のバランスシート上におけるデジタル人民元の会計上の取扱いを公表しておらず、詳細は明らかではない。ただし、2025年までについては、商業銀行が個人利用者にデジタル人民元を提供する際、これに対応する資産・負債が商業銀行のバランスシート上で減額されていたと考えられる。一方、2026年以降は商業銀行の負債とされたため、バランスシート上、「デジタル人民元預金」などの科目で計上されることが想定される。

地報道によれば普通預金と同水準の金利（0.05%）が適用される。

（図表 5）商業銀行のバランスシート上におけるデジタル人民元のイメージ

2025年まで

①取引前

資産		負債	
科目（増減）	残高	科目（増減）	残高
中銀預け金	500元	預金	1000元
デジタル人民元	100元		
その他	—	その他	—

②個人利用者が商業銀行にデジタル人民元（50元）を要求

③商業銀行は個人利用者の預金とデジタル人民元を交換

資産		負債	
科目（増減）	残高	科目（増減）	残高
中銀預け金	500元	預金（▲50元）	950元
デジタル人民元（▲50元）	50元		
その他	—	その他	—

2026年以降

①取引前

資産		負債	
科目（増減）	残高	科目（増減）	残高
中銀預け金	600元	預金	800元
—通常の中銀預け金	—		
—デジタル人民元預け金	—		
その他	—	デジタル人民元預金	200元
		その他	—

②個人利用者が商業銀行にデジタル人民元（50元）を要求

③商業銀行は個人利用者の預金とデジタル人民元を交換

資産		負債	
科目（増減）	残高	科目（増減）	残高
中銀預け金	600元	預金（▲50元）	750元
—通常の中銀預け金	—		
—デジタル人民元預け金	—		
その他	—	デジタル人民元預金（+50元）	250元
		その他	—

（資料）金融時報, "独家 | 中国人民银行副行长陆磊：守正创新 稳步发展数字人民币"などをもとに日本総研作成

（注）中国人民銀行は、商業銀行のバランスシート上におけるデジタル人民元の会計上の取扱いについて詳細を開示していないため、図表は公表資料に基づく想定。

デジタル人民元が商業銀行の負債となったことで、商業銀行がこれを用いたビジネスを主体的に展開する余地が生じるほか、銀行預金の流出によって金融システムの安定性が損なわれるといった懸念も回避される。一方、このような制度設計は、日本銀行や ECB が検討している、中央銀行の負債として発行される従来の CBDC とは性質を異にするものとなったと評価できる。

(2) 政策変更についての見方

① 中国国内

中国国内では、今回の見直しを受けて、今後のデジタル人民元が、小口のリテール決済よりも、企業間決済やクロスボーダー決済での活用に重点が置かれるとの見方が多い。実際、陸磊副総裁の寄稿でも、今後のデジタル人民元の方向性として、スマートコントラクト¹⁷の活用やクロスボーダー決済の推進が挙げられている¹⁸。また中国社会科学院¹⁹も、今回の政策変更によって、デジタル人民元が付利されても、追加的な付加価値は限定的であり、リテール決済において引き続き補完的な役割にとどまるとする一方、企業間決済においては、ブロックチェーン上のスマートコントラクト機能を活用することで、決済のデジタル化と取引条件の自動執行が可能となり、金融サービス全体の効率性を改善できると評価している。さらに、クロスボーダー決済についても、mBridge を通じて他国の中央銀行との協力関係を構築し、人民元の国際化や金融市場の開放に貢献することができるとしている。

② 海外

デジタル人民元に係る政策変更について、米国のシンクタンクであるピーターソン国際経済研究所やアトランティック・カウンシルは、重要な転換点と評価している（図表6）。

具体的に、預金型への設計変更により、デジタル人民元はリテール型 CBDC ではなく、トークン化預金に近い性質を持つものとなり、既存の金融システムの枠内に組み込まれるとの見方が示されている。トークン化預金とは、商業銀行の預金をブロックチェーン上でやりとりするものであり、制度上は通常の銀行預金と同一となる。デジタル人民元という呼称に変更はないが²⁰、商業銀行の負債となったことで、法的にも経済的にもトークン化預金と類似した性質を帯びることになったと評価されている。

また、こうした政策転換を、米国中心の国際通貨体制からの脱却を企図した戦略として捉える向きもある。現在の国際金融システムでは、SWIFT（国際銀行間通信協会）を用いたクロスボーダー決済が主流となっている。SWIFT は、金融機関間で送金情報を伝達するためのメッセージング基盤を提供する組織であるが、ここから排除されると、輸出入に係る決済が困難となり、貿易取引に深刻な影響を及ぼす。そのため、米国はこれを制裁手段として利用しており²¹、実

¹⁷ スマートコントラクトとは、あらかじめ設定した条件が満たされた場合に自動的に契約内容を実行するプログラムのことである。報道によれば、仕入れ目的で融資された資金が契約どおりの用途にのみ使用されるよう制御するなど、資金の目的外利用を防ぐために活用されるケースがある。

¹⁸ CBDC には、銀行口座のように残高を管理する口座型と、それ自体に価値が組み込まれ、現金のように保有している人に価値が帰属するトークン型の区分がある。スマートコントラクトは、価値移転に条件を付与する機能であり、特にトークン型との親和性が高いとされる。デジタル人民元はこれらの性質を併せ持つハイブリッド型とされる。

¹⁹ 脚注 11 に同じ。

²⁰ 預金型への移行により、デジタル人民元は「流通現金の代替であること」など、従来の定義の一部を満たさなくなった可能性があるが、この点に関する中国人民銀行の見解は示されていない。

²¹ SWIFT 自体はベルギーの法人であるため、最終的に金融機関を排除する決定権は欧州にある。ただし、米国は制

際、金融制裁として、イランやロシアなどが SWIFT から排除されてきた。中国政府は SWIFT に依存しない人民元建ての貿易・金融取引を維持できる手段（後述する、人民元クロスボーダー決済システムなど）を模索しており、今回のデジタル人民元の政策変更もその一環とみられている。例えば、ピーターソン国際経済研究所は、今回の政策変更について、制裁下でも人民元建ての貿易・金融取引を継続できる環境を維持するための長期的な戦略の一部としているほか、アトランティック・カウンシルは、mBridge について、特定の国家間取引や取引分野、用途に限定すれば、ドルの優位性を徐々に低下させる可能性があるとの見方を示している。

(図表 6) 預金型デジタル人民元に対する米国シンクタンクの評価

ピーターソン国際経済研究所	<ul style="list-style-type: none"> デジタル人民元は、リテール型 CBDC というよりも、トークン化預金に近い性質に転換。 預金型への設計変更により、商業銀行がデジタル人民元の普及を促進するインセンティブを欠いていた状況が解消。 デジタル人民元政策は、ドル基軸の金融システムへの依存を低下させ、制裁下でも人民元建ての貿易・金融取引を維持できる環境を確保するための長期的な戦略の一部。
アトランティック・カウンシル	<ul style="list-style-type: none"> 利息付与により、既存の金融システムに組み込まれる方向へと移行。 預金型への移行は、中国人民銀行が、民間ステーブルコインではなく、当局の管理下にあるデジタル人民元を普及させるためのデジタル通貨戦略の一部。 mBridge は、短期的にドルの基軸通貨としての地位を揺るがすものではないが、特定の国家間取引や取引分野、用途に限定すれば、ドルの優位性を徐々に低下させる可能性あり。

(資料) ピーターソン国際経済研究所, "China gives up on state-backed digital cash: The US and Europe should take note—for different reasons", アトランティック・カウンシル, "What to watch as China prepares its digital yuan for prime time"をもとに日本総研作成

4. デジタル人民元政策の転換を踏まえた今後の注目点

以上の通り、今回の中国人民銀行の措置は、デジタル人民元政策の大きな転換点と評価できる。もっとも、預金型への移行がデジタル人民元の普及や利用にどのような影響を及ぼすのかについては、現時点では不確実な点が多い。そこで以下では、海外の見方も踏まえつつ、今後のデジタル人民元を巡る動向について、注目点を 2 点指摘する。

第 1 に、足元で急速に普及・多様化しているデジタル通貨のなかで、預金型へ移行したリテール型 CBDC がどのように利用されていくかという点である。デジタル通貨については、これまで CBDC のほかにも、トークン化預金やステーブルコインなど、さまざまな形態が検討、推進されている(図表 7)。もっとも、それぞれのデジタル通貨に長所、短所があり、どれを推進して

裁対象の金融機関にサービスを提供する組織を制裁対象とすることで、実質的に SWIFT を自らの制裁手段としている。

いくつかは、各国で区々である。例えば、米国では、基軸通貨としてのドルの地位を維持・強化する観点から、ステーブルコインの活用が政策的に後押しされている。これは、現在発行されているステーブルコインの99%がドル建てであり、これがクロスボーダー決済で広く利用されれば、ドル中心の国際通貨体制を確立できるとの思惑が存在する。一方、欧州（ユーロ圏）では、欧州以外の企業が提供する決済手段への依存を減らし、通貨主権を強化する観点から、リテール型CBDC（デジタルユーロ²²）を発行する方針が示されている。

（図表7）各デジタル通貨の特徴

項目	リテール型CBDC （現金型）	リテール型CBDC （預金型）	トークン化預金	ステーブルコイン
発行主体	中央銀行	中央銀行	商業銀行	民間事業者
負債の帰属	中央銀行	商業銀行	商業銀行	民間事業者
準備預金制度	対象外	対象	対象	対象外
利息	支払いなし	支払いあり	支払いあり	原則支払いなし
預金保険	対象外	対象	対象	対象外
信用創造	発生しない	可能	可能	発生しない

（資料）各種資料などをもとに日本総研作成

こうしたなか、中国では、ステーブルコインや商業銀行によるトークン化預金の発行を認めず、リテール型CBDCであるデジタル人民元のみを制度的に認めてきた。この背景には、ブロックチェーンが持つ技術的な優位性を中国国内における決済でも活用できるようにする一方、既存の金融システムの枠外でデジタル通貨が自由に流通することを当局が警戒していることがある。こうした政策姿勢を踏まえると、今回のデジタル人民元の預金型への移行も、当局が管理・監督できる既存の金融システムの枠内で、デジタル通貨を活用していくための措置とみることができる。前述の通り、従来の現金型CBDCでは、銀行預金の流出や信用創造機能の低下、商業銀行が普及促進するインセンティブの乏しさといった課題が指摘されてきたが、預金型として商業銀行の負債とされることで、これらの問題は一定程度緩和されることになる。

また米国では、JP モルガン・チェースにおける JPM コインなど、民間金融機関がトークン化預金を発行する事例も出てきているが、こうした民間主導のトークン化預金は、台帳が銀行ごとで管理されており、銀行間の相互運用性に制約が生じるといった課題を抱えている。この点、中国では、中央銀行が発行するデジタル人民元を各銀行が共通して取り扱うため、銀行ごとに台帳が分断されることがなく、送金・決済をよりシームレスに行うことが可能とみられる。このように中国が提示した預金型CBDCは、従来のデジタル通貨とは異なる新たな選択肢になり得る点で、その意義は大きい。今後は、こうした複数の選択肢の中から、各国がいかなる政策目標に基づいてどの形態のデジタル通貨を選択し、利用・普及させていくか、そのなかで中国における新たなデジタル人民元がどのように普及していくか、注視していく必要がある。

第2に、デジタル人民元が「人民元の国際化」のなかでどのような役割を果たし、活用されていくのかという点である。「人民元の国際化」については、クロスボーダーでの貿易決済や金

²² デジタルユーロについては、桂田 健吾、「欧州中央銀行（ECB）におけるCBDC（デジタルユーロ）発行に向けた動きと主な論点」 日本総研 Research Focus No. 2025-053（2026年1月13日）を参照。

融取引において、人民元が広く利用されることを目指したものであり、将来的には、現在のドル基軸の通貨体制を代替し、人民元を主要な国際基軸通貨として確立することを展望している。もともと、IMFによれば2025年時点で世界の外貨準備に占める人民元の比率は2.0%にとどまっているほか、SWIFTを通じた決済に占める人民元の比率も2~5%程度にとどまるなど、利用が広がっているとは言い難い。このような現状から脱却し、地政学リスクが高まり、経済制裁が発動されるような局面においても、人民元建てで決済できる手段を確保するための方策のひとつとして、mBridgeが想定されている。

mBridgeについては、2024年にBISがプロジェクト運営から退いて以降、詳細な公式報告書が公表されておらず、足元における取引内容や利用状況については不透明な点が多いが、中国人民銀行によると、mBridge上の取引の95.3%はデジタル人民元建てで行われており、中国主導のプロジェクトと言える。人民元建てのクロスボーダー決済手段としては、中国人民銀行が運営する、人民元建てのクロスボーダー送金および決済を効率化することを目的とした決済システム「人民元クロスボーダー決済システム (CIPS)」が存在する。これは、人民元建て決済に特化した仕組みであり、利用国は取引の過程で一定の人民元を保有する必要がある(図表8)。これに対し、mBridgeは、人民元以外の通貨も含め、参加国が自国通貨でクロスボーダー決済を行うことを促進する取り組みであり、中国以外の国も利用しやすい仕組みとなっている。また、CIPSは一部でSWIFTの利用を前提とするのに対し²³、mBridgeは独立したプラットフォームとして設計されており、中国にとっては自立的な決済インフラとなる。加えてmBridgeには、UAEやサウジアラビアといった中東産油国が参加している点も戦略的に重要である。これにより、原油取引において、従来の「ペトロダラー」中心の決済構造に対し、人民元建て決済(いわゆる「ペトロ人民元」)の活用余地を広げる可能性がある。このように、中国にとってmBridgeは、人民元を国際的に広く流通させるというよりも、特定の国や取引分野において、人民元建て決済を維持・拡大するためのインフラとしての性格が相対的に強いと言えよう。

(図表8) 人民元クロスボーダー決済システムとmBridgeの比較

項目	人民元クロスボーダー決済システム (CIPS)	mBridge
主な目的	人民元建てクロスボーダー決済の効率化	自国通貨建てクロスボーダー決済の促進
運営国	中国	中国、香港、タイ、UAE、サウジアラビア
使用通貨	人民元	運営国のCBDC
運営国以外の利用	可能	原則不可
SWIFTとの関係	併用が前提	利用せず
現状	既に実用化	MVP (実用化可能な最低限の製品)

(資料) 各種資料などをもとに日本総研作成

mBridgeは、MVP(実用化可能な最低限の製品)の段階にとどまっており、実際に中国の思惑通りに利用が拡大していくかは見通せない点も多い。もともと、コンプライアンス面などの課

²³ CIPSには、システム内に決済口座を持つ直接参加行と、直接参加行を通じてシステムにアクセスする間接参加行が存在する。直接参加行同士の取引では、CIPSが送金指示の伝達と決済の両方を処理することが可能であるが、間接参加行から直接参加行への送金指示には、一般的にSWIFTが利用される。

題を抱える現金型よりも、既存の銀行預金を基礎とする預金型のほうが、mBridge との親和性は高く、今回の政策変更が中長期的に mBridge の利用拡大を後押しする要因となり得る²⁴。今後は、中国が人民元の国際化を進めるなかで mBridge をどのように位置づけ、そのなかでデジタル人民元がどのように活用されていくか、国際社会の反応も含めて、引き続き注視していく必要がある。

5. おわりに

中国人民銀行は、デジタル人民元の利用拡大が十分に進んでいない状況を踏まえ、その位置づけを従来の「デジタル現金通貨」から「デジタル預金通貨」へと変更した。一般に、リテール型 CBDC は中央銀行の負債とされるなか、デジタル人民元が商業銀行の負債として定義されたことは、その制度設計をめぐる議論において、一つの重要な転換点と評価できよう。もともと、預金型へ移行したことにより、デジタル人民元は、リテール型 CBDC というよりも、トークン化預金に近い性質を有するようになったとの評価もなされている。今後は、デジタル人民元が中国国内において、どのように普及し、利用されていくのかについて、引き続き注目していく必要があるだろう。また、中長期的には、人民元の国際化という文脈のなかで、デジタル人民元がどのような役割を担うのかという点についても、重要な論点となろう。

²⁴ 中国人民銀行は明言していないものの、mBridge 上で利用されるデジタル人民元は、実態としてホールセール型 CBDC に分類されると考えられる。現時点では、中国国内で流通するデジタル人民元と mBridge 上のデジタル人民元は相互に接続可能な仕組みが整備されているわけではない。将来的に両者が接続されるかは明らかにされていないが、仮に連携される場合には、国内のデジタル人民元は現金型より預金型の方が整合的と考えられる。



<参考文献・資料>

- アトランティック・カウンシル (Atlantic Council) , “What to watch as China prepares its digital yuan for prime time” (2026年1月15日)
- 桂田 健吾, 「欧州中央銀行 (ECB) における CBDC (デジタルユーロ) 発行に向けた動きと主な論点」日本総研『Research Focus』No. 2025-053 (2026年1月13日)
- 金融時報, “独家 | 中国人民银行副行长陆磊: 守正创新 稳步发展数字人民币” (2025年12月29日)
- 国際決済銀行 (BIS: Bank for International Settlements), “Project mBridge: connecting economies through CBDC” (2022年10月)
- 中国社会科学院, “厘清数字人民币 2.0 的前景与挑战” (2026年2月12日)
- 中国人民銀行, “Progress of Research & Development of E-CNY in China” (中国語題: 「中国数字人民币的研发进展白皮书」) (2021年7月)
- ピーターソン国際経済研究所 (Peterson Institute for International Economics), “China gives up on state-backed digital cash: The US and Europe should take note—for different reasons” (2026年2月10日)
- Jing Chu, Cheng Fang & Karen P. Y. Lai, “Reshaping state-finance-tech nexus through central bank digital currencies: the case of the mBridge project”, Finance and Space, 2:1, 281-304 (2025年9月1日)
- Ross P. Buckley, “The contest between central bank digital currencies, stablecoins, and tokenized deposits: Which will likely win, and why?” (2026年4月1日)

＜【巻末参考①】パイロットテストに至るまでのデジタル人民元の経緯＞

中国では2014年にデジタル法定通貨を研究するためのタスクフォースが設置され、デジタル人民元の検討が開始された。2016年にはデジタル通貨研究所が設置され、二層構造や流通現金の代替、管理された匿名性など、デジタル人民元の基本的な設計方針が示された。これを踏まえ、2017年には国务院の承認を得て、大手銀行や通信会社、IT大手との共同でデジタル人民元の開発プロジェクトが始動した。2020年からは深圳、蘇州、雄安新区、成都、さらに北京冬季五輪会場において一般利用者を対象としたパイロットテストが実施されている。その後、対象地域は順次拡大し、現在では17省26地域²⁵で利用可能となっている。

(巻末参考図表1) デジタル人民元の経緯

時期	内容
2014年	デジタル法定通貨を研究するためのタスクフォースが設置され、デジタル人民元の検討を開始。
2016年	デジタル通貨研究所が設置され、二層構造や流通現金の代替、管理された匿名性など、デジタル人民元の基本的な設計方針を提示。
2017年	国务院の承認を得て、大手銀行、通信会社、IT大手が共同でデジタル人民元の開発プロジェクトを始動。
2020年	深圳、蘇州、雄安新区、成都、北京冬季五輪会場において一般利用者を対象としたパイロットテストを開始（対象地域は順次拡大し、26年3月時点で17省26地域）。

(資料) 各種資料などをもとに日本総研作成

＜【巻末参考②】デジタル人民元のウォレット区分＞

(巻末参考図表2) 個人ウォレットの本人確認内容と限度額

		第1類アカウント	第2類アカウント	第3類アカウント	第4類アカウント
本人確認内容	携帯電話番号	○	○	○	○
	本人確認書類	○	○	○	×
	預金口座番号	○	○	×	×
	指定運営機関での対面審査	○	×	×	×
保有限度額		無制限	50万元	2万元	1万元
1回あたりの利用上限		無制限	5万元	0.5万元	0.2万元
1日あたりの利用上限		無制限	10万元	1万元	0.5万元
年間の累計利用上限		無制限	無制限	無制限	5万元

(資料) 各種資料などをもとに日本総研作成

²⁵ 17省26地域は、以下の通りである。北京、天津、河北省（全域）、遼寧省（大連）、上海、江蘇省（全域）、浙江省（杭州・寧波・温州・湖州・紹興・金華）、福建省（福州・厦門）、山東省（済南・青島）、湖南省（長沙）、広東省（全域）、広西チワン族自治区（南寧・防城港）、海南省（全域）、重慶、四川省（全域）、雲南省（昆明・西双版纳）、陝西省（西安）。